

## 【新許可基準】

第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- (1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- (2) 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。
- (3) 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- (4) 上記(2)及び(3)の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。



## 災害時の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について

災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合には、36協定によるほか、労働基準法第33条第1項

により、使用者は、労働基準監督署長の許可（事態が急迫している場合は事後の届出）により、必要な限度の範囲内に限り時間外・休日労働をさせることができ

### 【留意点】

(1) 新許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれます。具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれます。

この労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由」によって臨時の必要がある場合について、現代的な事象等を踏まえて解釈の明確化を図るため、令和元年6月に上記のとおり新しい許可基準が示されました。

(2) 災害への対応の場合、許可基準に該当するかどうかについては、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、当該労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断することになります。災害

による被害が相当程度のものであり、一般に早期のライフラインの復旧は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。

防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを

(3) 新許可基準に定められた事項はあくまでも例示であり、限定列挙ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」となることもあり得ます。

(4) 労働基準法第33条第1項の許可基準に該当する場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働についての割増賃金の支払は必要です。

(5) 労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要限度の範囲内に限り認められるものですから、過重労働による健康障害を